

# 認定こども園あいいくの丘管理運営規則

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人竹山愛育会が運営する幼保連携型認定こども園あいいくの丘（以下「本園」という。）の管理運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (施設の目的及び運営の方針)

第2条 本園は、乳幼児の教育及び保育を行うことを目的とする。発達過程に応じて適切な環境を提供し、地域や保護者との連携を強化し、子ども達が心身ともに健やかに成長するよう支援する。

2 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

### (所在地)

第3条 本園は、兵庫県丹波市市島町中竹田3733番地6に置く。

### (教育・保育内容)

第4条 教育・保育内容、給食及び健康管理については、児童の年齢、発達に応じて教育・保育課程に基づき教育・保育計画を立てて実施する。

### (入園資格)

第5条 本園に入園することのできる者は、当該年度4月1日現在、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

## 第2章 職員及び職務

### (職員)

第6条 本園に園長、主幹保育教諭、主任、保育教諭、管理栄養士、調理師、看護師及び別に定める職員を置く。なお、必要に応じ副園長を置くことができる。

2 本園に嘱託医師、嘱託歯科医師、嘱託薬剤師を置く。

### (職務)

第7条 職員の職務は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の関係法令の定めるところによる。

2 園長は、理事長の命を受け、園務を掌理して職員を指揮監督する。

3 職員は、園長の命を受けて園児の教育・保育、栄養管理、健康管理その他の園務に従事する。

4 園長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した者がその職務を代理する。尚、副園長を設置した場合は、副園長がその職務を代理する。

5 職務内容の詳細は、別に定める職制規則のとおりとする。

(組織)

第8条 本園の組織は、別に定める定款施行細則別表2のとおりとする。

2 職員の員数は、法に定められた員数以上の職員を配置する。

### 第3章 定員

(定員)

第9条 園児の定員は、1号認定25名、2号認定及び3号認定125名とする。内訳は概略以下のとおりとする。

1号認定は、3歳児8名、4歳児8名、5歳児9名

2号認定は、3歳児22名、4歳児26名、5歳児27名、

3号認定は、0歳児7名、1歳児17名、2歳児26名

2 前項に関わらず入園待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たす範囲内において、上記定員を超えて受け入れることができる。

3 このほかに、一時的保育利用児童の定員は、1日につき概ね5名とする。

### 第4章 開園時間・休園日及び教育・保育内容

(開園時間)

第10条 本園の開園時間は、午前7時から午後6時までの11時間を原則とする。但し、事情のある保護者の申し出により、午後7時まで延長して保育することができる。

2 教育・保育時間は、以下のとおりとする。

(1) 教育標準時間 午前8時から午後2時までの6時間以内

(2) 保育短時間 午前8時から午後4時までの8時間以内

(3) 保育標準時間 午前7時から午後6時までの11時間以内

3 1号認定の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、学年を分けて次の3学期とする。

|      |        |          |
|------|--------|----------|
| 第1学期 | 4月1日から | 7月31日まで  |
| 第2学期 | 8月1日から | 12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から | 3月31日まで  |

(休園日)

第11条 本園の休園日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日
  - (2) 年末年始（12月29日より1月3日）
  - (3) その他、伝染病又は非常災害時等、園長が理事長と協議し認める日
- 2 1号認定の休園日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日のほか、次のとおりとする。（但し、卒園式、入園式等の兼ね合いにより変更することがある。）
- (1) 春季休業日 3月24日から4月5日まで
  - (2) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで
  - (3) 冬季休業日 12月29日から翌年1月5日まで

(欠席、遅刻、早退)

第12条 園児が欠席、遅刻又は早退する時には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(本園の日課)

第13条 本園の日課は、概ね次のとおりとする。

- (1) 登園・視診（健康状態の観察）
- (2) 自由遊び
- (3) クラス別活動
- (4) 給食
- (5) 1号認定降園（清潔・外傷、服装、携帯品等の点検）
- (6) 昼寝（休息）
- (7) 自由遊び
- (8) おやつ・ミルク
- (9) 個別検査（清潔・外傷、服装、携帯品等の点検）
- (10) 降園

(園内外教育・保育)

第14条 本園は、園児に豊かな経験をさせるため、年間を通じ次の行事を行う。

- (1) 野外教育（ムッレ・クニニュータナ教室）
- (2) 遠足
- (3) 運動会
- (4) 生活発表会
- (5) プール指導

- (6) 英語遊び
- (7) 運動遊び
- (8) 誕生会
- (9) 避難訓練
- (10) その他

(児童台帳等)

第15条 園長は、児童台帳又は児童票を備え、園児及びその世帯に係る状況並びに保育・教育の経過を明らかにしておくほか、次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 出席簿
- (2) 日誌
- (3) 諸届綴り
- (4) 給食献立表
- (5) 児童票

## 第5章 施設利用料

(費用)

第16条 本園の利用者負担額（保育料）は、丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成26年12月24日交付）に定める基準により徴収する。なお、丹波市以外に居住する者にあつては当該地域の算定基準に準じた額とする。

- 2 第1号に定める利用者負担額その他、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日交付）第13条第4項に基づき、経費として以下の額を別途徴収することができる。
  - (1) 1号認定 給食費 月額 3,200円
  - (2) 2号認定 主食費 月額 400円
  - (3) 1号認定 教材費 月額 1,800円
- 3 特別保育（早朝・延長保育事業、一時預かり事業）に要する利用者負担額については別に定める。（別紙 1）
- 4 園児の送迎及び園外保育用の通園バスの利用料は、通園バス管理運行規程に定めたとおりとする。
- 5 施設利用料の納付は、当月分を毎月25日に本園の指定した金融機関の口座に振込んで支払う。ただし、特別保育に係る費用は別に徴収する。
- 6 既納の施設利用料は返還しない。

## 第6章 入園及び退園

### (入園)

第17条 入園は、子ども・子育て支援法に基づき市長が支給認定を行なった利用者に対し、理事長が入園決定を行なう。

2 入園児童の保護者と本園との間で、入園契約を締結する。

### (入園児に対する措置)

第18条 園長は、入園した園児に対し、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 保健衛生上必要な措置
- (2) 保育・教育上必要な措置
- (3) 保育・教育上必要な記録の作成

### (退園)

第19条 園児に次の事由が生じたときには、市長に報告し、退園させることができる。

- (1) 園児が、「丹波市保育の実施に関する条例施行規則」第4条に該当するに至り、保護者より退園届けが提出されたとき。
- (2) 正当な理由なく保育料を3ヶ月以上滞納したとき。
- (3) 園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき。または、その他退園させることが適当と理事長が認めたとき。
- (4) 3号認定の園児であって就労見込みで3ヶ月が経過し、引き続き保育に欠ける家庭状況でない場合は、退園するものとする。ただし、2号認定の場合は1号認定に移ることができるものとする。

## 第7章 防災対応・衛生管理

### (防災・防疫行事)

第20条 本園は、年間を通じ次の防災・防疫行事を行う。

- (1) 毎月1回非常災害に対する避難訓練を実施する。
- (2) 毎月1回交通安全に対する交通指導を実施する。
- (3) 園児の健康診断を年2回以上実施し、必要に応じ検便、検尿を実施する。
- (4) 調理を担当する職員は、月1回、赤痢菌・チフス菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌(0-157)の検査を実施する。

### (保健衛生管理)

第21条 本園は、園児の保健衛生のため下記の事項を行う。

- (1) 保育室、便所の清掃は毎日行い、衛生的に管理する。
- (2) 食器は使用后よく洗浄し、殺菌乾燥機にかけ保管する。
- (3) 保育室や遊戯室、厨房等は、年2回の定期的に防虫作業を行い、厨房は毎月1回定期点検を行う。

(登園停止)

第22条 園児又は園児の同居家族に伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは登園の停止を命じることができる。

## 第8章 虐待防止

(虐待等の禁止)

第23条 職員は、園児に対し、児童福祉施設最低基準第9条の2及び3の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退園させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該園児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第24条 本園は、園児に虐待が疑われる場合には、園児の保護者とともに家族の養育態度の改善を図り、関係機関及び丹波市に通報するものとする。

## 第9章 管理運営の重要事項

(秘密の保持)

第25条 本園は、業務上知り得た園児及び利用者とその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、秘匿しなければならない。ただし、園児または

- 第三者の生命、身体等に危険がある等正当な理由がある場合、正当な権限を有する者が書面により提示した場合に限り第三者に開示することができる。
- 2 職員は、業務上知り得た園児及び利用者、またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。
  - 3 本条については、その他個人情報保護法に準じた対応をするものとする。

(苦情対応)

第 26 条 保護者は、提供されたサービス等について苦情を申し出ることができる。その場合、本園は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について保護者に報告するものとする。

(保護者との連絡)

第 27 条 本園は、園児の成長、栄養状態等について保護者と常に密接な連絡を保ち、教育・保育方針、運営等について保護者の協力を得るものとする。

(その他)

第 28 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第 29 条 この規則の改正は、理事会が行なう。

附 則

1. この規則は、平成 26 年 12 月 11 日に制定し、平成 26 年 4 月 1 日より遡及施行する。
1. この規則は、平成 26 年 3 月 20 日に制定し、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規則は、平成 28 年 5 月 25 日に制定し、平成 28 年 4 月 1 日より遡及適用する。

第16条第3項に規定する、特別保育に要する利用者負担額については、以下の各号のとおりとする。

(1) 早朝・延長保育事業（2・3号認定）

・保育短時間

第10条に定める保育時間を超えて保育をした園児に係る利用料については、午後6時までは1時間ごとに300円とし、午後6時以降は保育標準時間と同額とする。

・保育標準時間

第10条に定める午後6時を超えて保育した園児に係る利用料については、100円とする。

(2) 一時預かり事業（1号認定）

第10条に定める教育時間を超えて保育をした園児に係る利用料また土曜日及び長期休業中に保育をした園児に係る利用料は、以下のとおりとする。

- ・7時から8時まで／14時から19時まで 1時間毎に250円
- ・土曜日及び長期休業日（8時から16時） 1日 2,000円

(3) 一時預かり事業（園児外）

一時預かり事業により保育した子どもに係る利用料については以下のとおりとする。

|        |        |        |         |        |
|--------|--------|--------|---------|--------|
| 0から2歳児 | 1日の利用料 | 3,000円 | 半日（給食有） | 1,500円 |
| 3から5歳児 | 1日の利用料 | 2,000円 | 半日（給食有） | 1,000円 |

※ 年齢は、当年度の4月1日の年齢とする。

※ 1日は8時から16時までとする。（詳細は一時保育契約書に記載する）

※ 上記利用者負担額は、周辺のこども園と調整のうえ、理事長が定める。